



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2021年6月16日 No.333

## ワクチン接種を含め、コロナ禍で安心して働ける環境を目指す！

新型コロナウイルス対策や制度などの取り扱いについて「2021 春闘アンケート」を通じて組合員から多くの声が寄せられ、各地方本部でも申し入れを行うなど、改善にむけた取り組みを進めています。

中央本部として「2021 春闘アンケート」を精査し、制度やその運用をはじめ不明瞭な事柄や各職場の取り扱い等が不統一であること。そして、6月21日から開始される新型コロナワクチン職域接種に関することなどを含め、6月15日に経営側に対し、申し入れを行ないました。



### 申し入れ項目

1. 現在、各職場で行われている検温について、就労意思のある社員が出勤時における検温で微熱を確認した場合の対応を明らかにすること。
2. 新型コロナウイルス感染症における会社の指示によるPCR検査実施日及び検査結果が出るまでの勤務の取り扱いを明らかにすること。
3. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、勤務復帰の判断基準及び勤務の取り扱いについて明らかにすること。
4. 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認定された場合の勤務の取り扱いを明らかにすること。
5. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、各職場（休憩室、詰所、トイレ等を含む）の蛇口を自動洗浄化すること。また、ポンプ式手洗い石鹸とハンドペーパーを常備すること。
6. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、新白河駅と総合研修センターの移動バスの密集を避ける対策を講じること。
7. 令和3年6月21日から開始される新型コロナワクチン職域接種に対する考え方を明らかにすること。
8. 新型コロナワクチンの接種日の勤務は特別休暇（有給休暇）とすること。
9. 新型コロナワクチン接種の翌日から副反応により勤務をすることが困難である場合は、必要な期間、勤務免除とすること。
10. 新型コロナワクチン接種日以降、勤務をすることが困難である場合を想定し、列車運行に支障が出ない体制を構築すること。なお、代務の社員の指定した勤務及び指定した休日等を変更する場合には「一旦指定した勤務及び休日等の取扱い」に則り、当該月の原則的な取り扱いとすること。